

事務連絡
令和7年8月9日

鹿児島県廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制担当参事官室
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

廃石綿等、感染性廃棄物やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物について

今般、令和7年8月6日からの大雨により、深刻な被害が生じており、これに伴い、多量の災害廃棄物が発生することが見込まれます。

当該廃棄物の中には、廃石綿等、感染性廃棄物やPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物等、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物が混入しているおそれがあり、当該廃棄物の処理について適正な処理が必要とされる場所です。

ついては、廃石綿等、感染性廃棄物やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物について別紙のとおり取りまとめましたので送付します。

- ・別紙1 廃石綿等が混入した災害廃棄物について
- ・別紙2 災害廃棄物に混入している感染性廃棄物の取扱いについて
- ・別紙3 災害廃棄物に混入しているPCB廃棄物について

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物規制担当参事官室

担当：切川、田村、佐藤、柴田（廃石綿等、感染性廃棄物関係）

TEL：03-5501-3157（直通）

E-mail：hairi-tekisei@env.go.jp

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

担当：切川、西川、柳原（PCB廃棄物関係）

TEL：03-6457-9096（直通）

E-mail：PCB@env.go.jp

廃石綿等が混入した災害廃棄物について

石綿が使用されていた建築物等が災害により倒壊したことにより廃棄物として処理されることとなったものの処理方法は、次のとおり。

被災場所、一時保管場所における取扱いについて

- 吹き付け石綿等の廃石綿等及び廃石綿等の付着・混入が疑われるものについては、石綿の飛散を防止するため、散水等により、十分に湿潤化する。
- 災害廃棄物から吹き付け石綿等の廃石綿等又は廃石綿等の疑いのある物を除去等回収した場合にあっては、次のとおり取り扱う。
 - ・ プラスチック袋を用いてこん包した上で、フレコンバック等丈夫な運搬容器に入れ、他の廃棄物と混合することがないように区別して保管、運搬する。
 - ・ 保管場所には、廃石綿等の保管場所である旨表示する。

処理について

- 吹き付け石綿等の廃石綿等又は廃石綿等の疑いのある物については、適正に処理できる施設において処分する。
 - 可燃物(木材、紙くず、プラスチック類等。石綿の付着が疑われるもの及び石綿の付着が微量であるものを含む。)については、排ガス処理設備、集じん器、散水装置等が設けられた焼却施設を用いて焼却することが可能である。
 - 石綿の付着・混入が疑われるもの又は倒壊した建築物等であって石綿が付着していないことが確認できないものについては、リサイクルせず、焼却処分又は埋立処分を行う。
 - 吹き付け石綿等の廃石綿等又は廃石綿等の疑いのある物を埋め立てた場合にあっては、その位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存する。
- ※ 廃石綿等と比較して飛散性の低い石綿含有廃棄物についても、同様に取扱うことが望ましい。

(参考)

1. 廃掃法上の取扱いについて石綿が使用されていた建築物等が災害によって倒壊したことにより廃棄物として処理されることとなったものは、石綿建材除去事業(大気汚染防止法に規定する届出対象特定工事に相当)に伴って排出された廃棄物ではないことから、吹き付け石綿等であっても、廃掃法施行令第2条の4第5号に規定する「廃石綿等」(特別管理産業廃棄物)には該当しないこと。
2. 建築物の解体等作業であって、当該作業が大気汚染防止法第2条第11項に規定する特定粉じん排出等作業に該当する場合にあつては、同法に規定している作業基準によること。なお、建築物等における石綿飛散防止対策に関しては「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(令和5年4月 環境省)(※)を参考にされたい。
(※<https://www.env.go.jp/content/000128426.pdf>)

災害廃棄物に混入している感染性廃棄物の取扱いについて

災害廃棄物の中には、感染性廃棄物が混入している場合がある。感染性廃棄物は他の廃棄物と分けて、特別な管理が必要となるので分別する必要がある。

(収集について)

- 「感染性廃棄物」等と記されている容器、又は、バイオハザードマークのついた容器は、容器をそのまま保管場所へ運搬する。(容器を破損しないような方法で収集・運搬する。)
- 注射針、点滴用の針、メス等の鋭利なものの取扱いについては、手などを傷つけないように注意し、金属製、プラスチック製等で耐貫通性のある堅牢な容器に入れて運搬する。



バイオハザードマーク



感染性廃棄物の容器の例

※ 感染性廃棄物を収納した容器には、関係者が識別できるよう、感染性廃棄物であることを明記することとなっていますが、必ずしもバイオハザードマークが付いているとは限りません。

(保管について)

- 保管場所には、感染性廃棄物の保管場所である旨表示する。
- 屋根のある建物内で保管するか、屋内の保管場所が確保できない場合には、防水性のビニールシートで全体を覆う（底面を含む）など、直射日光を避け、風雨にさらされず、感染性廃棄物が飛散、流出、地下浸透、腐食しないよう必要な対策を講じる。
- 他の廃棄物などが混入するおそれがないよう、仕切りを設ける等の必要な措置を講じる。
- 感染性廃棄物は、焼却等の滅菌できる方法で処理する必要があるため、当該感染性廃棄物の適正な処理が可能となるまで保管する。

災害廃棄物に混入しているPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物について

災害廃棄物の中には、有害物質であるPCBを含む廃棄物や PCB を使用する製品が混入している場合がある。

PCB廃棄物は他の廃棄物と分けて、特別な管理が必要となる。

また、現場においてPCBの含有有無の判断がつかない場合は、PCB廃棄物とみなして分別する必要がある。

当該廃棄物を被災地において一時的に保管する際の留意点は以下のとおり。

- 保管場所にはPCB廃棄物の保管場所である旨表示する。
- PCB廃棄物は屋根のある建物内で保管するか、屋内の保管場所の確保ができない場合は、密閉性のある容器に収納する、防水性のビニールシートで全体を覆う(底面を含む)など、風雨にさらされず、PCB廃棄物が飛散、流出、地下浸透、腐食しないよう必要な対策を講じる。
- PCB廃棄物に他の廃棄物などが混入するおそれのないよう、仕切りを設ける、離れて保管するなどの措置を講じる。
- 保管場所では、暖房などの発熱機器から十分離すなど、PCB廃棄物が高温にさらされないための措置を講じる。
- 地震等によりPCB廃棄物やその収納容器が落下、転倒などしないような措置を講じる。